

※下線及び黄色ハイライトは川久保皆実議員による。

令和5年度夏休み 弁当配達可能先・最低注文個数一覧

No.	児童クラブ(公設)名	百香亭	筑波大学店	(株)サンロール	(株)さんQ	りょうたの手羽先
1	栄児童館児童クラブ		0個	0個	5個	0個
2	九重児童館児童クラブ		0個	0個	5個	0個
3	荃崎児童センター児童クラブ		0個	5個	0個	0個
4	松代児童館児童クラブ		0個	0個	5個	0個
5	吾妻西児童館児童クラブ		0個	3個	5個	0個
6	吾妻東児童館児童クラブ		1個	3個	5個	0個
7	手代木南児童館児童クラブ		0個	3個	5個	0個
8	二の宮児童館児童クラブ		0個	3個	5個	0個
9	谷田部児童館児童クラブ		0個	3個	5個	0個
10	上郷児童館児童クラブ		0個	5個	0個	0個
11	吉沼児童館児童クラブ		0個	0個	0個	0個
12	竹園西児童館児童クラブ		1個	5個	5個	0個
13	竹園東児童館児童クラブ		0個	5個	5個	0個
14	並木児童館児童クラブ		0個	5個	5個	0個
15	東児童館児童クラブ		0個	5個	5個	0個
16	桜南児童館児童クラブ		0個	5個	5個	0個
17	荃崎第一小学校児童クラブ		0個	5個	0個	0個
18	荃崎第二小学校児童クラブ		0個	5個	0個	0個
19	葛城小学校児童クラブ		0個	10個	5個	0個
20	春日学園学校児童クラブ		1個	5個	5個	0個
21	谷田部南小学校児童クラブ		0個	5個	5個	0個
22	沼崎小学校児童クラブ		0個	0個	5個	0個
23	柳橋小学校児童クラブ		0個	5個	5個	0個
24	要小学校児童クラブ		0個	0個	5個	0個
25	秀峰筑波児童クラブ		0個	0個	0個	0個
26	学園の森児童クラブ		0個	0個	5個	1個
27	みどりの学園児童クラブ		0個	3個	5個	0個
28	研究学園小学校児童クラブ		0個	0個	5個	1個
29	香取台小学校児童クラブ		0個	0個	5個	0個

出典：つくば市こども部こども育成課作成資料



※下線及び黄色ハイライトは川久保皆実議員による。

現在のページ：[トップページ](#) > [子ども・家庭・教育](#) > [子ども・家庭](#) > [子育て支援施設](#) > 港区学童クラブ等弁当配送事業

更新日：2023年7月13日

港区学童クラブ等弁当配送事業

1 港区学童クラブ等弁当配送事業とは

(1) 事業の目的

区は、児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ、放課GO→クラブ（以下「学童クラブ等」という。）を利用する児童の保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進するため、港区学童クラブ等弁当配送事業を実施します。

(2) 事業内容

学童クラブ等を利用する児童の昼食弁当を希望する保護者は、区が契約した弁当配送業者に対して、スマートフォンやパソコンから注文及びオンライン決済を行うことで、希望した利用日に弁当が学童クラブ等へ配送されます。

区は、保護者が弁当配送業者から購入したお弁当が1つから施設に届くよう、配送費の一部を負担しています。

(3) 対象児童

1. 港区立児童館学童クラブ入会者
2. 港区立子ども中高生プラザ学童クラブ入会者
3. 港区学童クラブ入会者
4. 港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ入会者
5. 港区放課GO→学童クラブ入会者

(4) 実施期間

日曜、祝日及び年末年始を除く港区立小学校の長期休業期間

(5) お弁当について

出典：港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomowakamonoshien/bentouhaisou.html>

1. お弁当事業者 株式会社 玉子屋 <https://www.tamagoya.co.jp> (外部サイトへリンク)
2. お弁当の種類 日替わり弁当1種類
3. 価格 1食当たり520円 (税込)

2 申込方法について

お弁当注文及び決済代行サービス「おべんとね！っと」登録後、各ご家庭で注文及び代金のお支払い手続きをお願い致します。

(1) 「おべんとね！っと」の利用登録

1. 「港区学童クラブ等弁当配送事業」のチラシと手引きを入手します。チラシには、施設ごとに異なるコードと「おべんとね！っと」二次元コードが記載されています。
※チラシは、各学童クラブから登録児童にお配りしています。
2. 二次元コードを読み取り、「おべんとね！っと」のホームページにログインします。
3. 会社コード欄に、施設コードを入力し、保護者のメールアドレスを登録します。
4. 届いたメール内のURLを開き、登録フォームに情報を入力します。
登録名は**お子さんのお名前**をご記入ください。
5. 「おべんとね！っと」Webサイトにログインをします。
6. 「クレジットカード情報」メニューから、クレジットカード情報を登録します。

※兄弟姉妹で学童クラブに入会されている場合でも、お子さん1人につき1アカウントをご登録ください。

※兄弟姉妹で別の学童クラブに入会している場合は、施設コードが異なりますのでご注意ください。

詳しくは、「港区学童クラブ等弁当配送事業」のチラシをご確認ください。

(2) 注文

注文は、お弁当を利用する日の2週間前から土日祝日を除く前日正午まで可能です。

利用する日を選択すると、お弁当メニューが表示されます。

例) 7月14日(金曜日)に入力可能なお弁当注文日は、7月27日(木曜日)分まで

7月21日(金曜日)分の注文締切は7月20日(木曜日)正午まで

7月24日(月曜日)分の注文締切は7月21日(金曜日)正午まで

※金曜日が祝日の場合は、7月20日(木曜日)正午まで

兄弟姉妹で同じ施設をご利用されている場合でも、お子さんそれぞれのアカウントから注文をお願いいたします。

必ず、注文完了メールが届いていることをご確認ください。

(3) 支払い

お弁当を注文し、登録したクレジットカードでのオンライン決済です。

現金のお取り扱いはできませんので、ご注意ください。

(4) キャンセル

注文の締切日（土日祝日を除く前日正午）までに、「おべんとね！っと」でキャンセルできます。締切日を過ぎますと、キャンセル及び返金はできませんので、ご注意ください。

例) 7月21日（金曜日）分のキャンセルは、7月20日（木曜日）正午まで

例) 7月24日（月曜日）分のキャンセルは、7月21日（金曜日）正午まで

※金曜日が祝日の場合は、7月20日（木曜日）正午まで

(5) 注文確認

当日、注文完了メールまたは「おべんとね！っと」の注文履歴を確認し、注文されていることをご確認ください。

3 注意事項等について

(1) アレルギー対応について

本事業で提供するお弁当は、工場生産をしています。そのため、アレルギーに対応したお弁当を提供することができません。

株式会社玉子屋のホームページには、28品目のアレルゲンが記載されています。

アレルギーをお持ちの方は、「おべんとね！っと」の注文時のメニュー表に記載されたアレルゲン表示をご確認の上、保護者の責任にて、ご注文ください。アレルギーをお持ちでご不安な方は注文をお控えください。

(2) お弁当の量や内容について

日替わり弁当です。

ごはん：150g（白米だけでなく、季節の炊き込みご飯の日もあります。）

おかず：旬の食材と肉、魚、野菜の栄養バランスを重視し、洋風、中華風、和風のバリエーションがあります。詳しくは、「[株式会社玉子屋 ホームページ（外部サイトへリンク）](#)」をご確認ください。

【弁当イメージ】

		
ツナマヨコロッケ弁当	中華弁当	豚しゃぶサラダ弁当

(3) 昼食時間について

学童クラブごとに異なります。

学校や施設の行事等で昼食時間に間に合わない場合は、お弁当の配達、回収の時間の関係上、お弁当が受け取れない恐れがありますので注文をお控えください。

(4) お弁当の保管方法等について

お弁当事業者により、午前9時から正午までの間に、コンテナ等で配送されます。再調理の必要がなく、常温での保存が可能な保温容器や保冷剤を入れた容器等で保管します。

(5) 昼食時のお弁当の受取りについて

注文したお弁当は、児童本人が注文リストに自分の名前があることを確認、チェック（☑）して、児童本人が自分でテーブルまで運び、食べ終わったあとは、児童本人が空き容器を戻します（施設により運用が異なる場合があります）。

(6) お弁当の持ち帰りについて

衛生管理上及びリユース食器使用のため、お弁当の持ち帰りはできません。

お弁当の容器と残飯は、お弁当事業者が当日回収いたします。

お子さんが昼食時間に間に合わない時や急な休みの場合でもお弁当は持ち帰りできません。☒は、弁当代金を受領していませんので、返金についても対応できません。ご了承ください。

(7) 注文忘れて、お弁当がない場合の取扱いについて

お弁当を注文した場合は、必ず注文確定メールが届いていることをご確認ください。

注文日等を勘違いし、お子さんのお弁当がない場合は、施設から保護者の方に電話にてご連絡いたします。保護者の方にお弁当を届けていただくなど、対応についてご相談させていただきます。当日のお弁当の追加注文はできませんので、ご注意ください。

(8) お弁当をこぼすなどして、食べられなくなった場合について

お弁当が食べられなくなった場合でも、返金是不可能的なので、ご了承ください。ご家庭から持参したお弁当をこぼしてしまい、食べられなくなった場合やお弁当を忘れた際の対応と同様に、施設から保護者の方にご連絡いたします。

(9) お子さんとお弁当についてお話ししてください

残飯含めて回収となりますので、「今日のお弁当でお気に入りのおかずはどれ？全部食べられた？」など、お子さんとお弁当についてぜひお話ししてください。お子さんによっては、お弁当の量や味付けが合わない場合があるかもしれません。今後、味つけや量などについて、アンケートを予定しておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4 Q&A

Q1：注文するかは未定ですが、「おべんとね！っと」に登録することは可能ですか？

A1：登録できます。

Q2：毎日利用していいですか？

A2：毎日でも、1回だけでも、利用可能です。

Q3：冬休みからの登録もできますか？

A3：冬休みからのご登録も可能です。

Q4：学童クラブを利用していない兄弟姉妹も一緒に申し込みますか？

A4：児童館等に直接一般来館登録している小学生の兄弟姉妹については、施設での食事やお弁当を保管するスペースの確保ができる場合のみ利用できます。また、兄弟姉妹が利用する場合は、「お

べんとね！っと」に登録する施設コードが異なりますので、利用を希望する施設の「一般利用者用のチラシ」をご確認ください。

Q5：学童クラブに入会していますが、子ども中高生プラザや放課GO→も利用登録しています。他の施設でも利用できますか？

A5：他の施設の利用はできません。入会している学童クラブのみで利用できます。

Q6：学校の振替休日は利用できますか？

A6：学校の振替休日には利用できません。実施期間をご確認ください。

Q7：保護者有志でデリバリー弁当を利用しています。区のお弁当配送事業に変更しなければいけませんか？

A7：そのままご継続いただけます。併用も可能ですが、その際は、どちらのお弁当を頼んだかお子さんが分かるようにご確認ください。

Q8：減額免除の対象になりますか？

A8：対象にはなりません。

Q9：現在、学童クラブに在籍しています。来週に退会する予定ですが、何か手続きは必要ですか？

A9：「おべんとね！っと」の利用者メニューから退会の手続きをお願いします。

Q10：現在、学童クラブに在籍し、お弁当を持参または注文しています。来週に学童クラブを退会しますが、施設の一般利用は引き続き登録する予定です。保護者の都合で昼食が用意できない日は、引き続きお弁当を利用できますか。何か手続きすることはありますか？

A10：一般利用の方は保護者が自宅で昼食対応困難かつ、お弁当の用意ができない場合にのみご利用いただけます。希望する施設に一般利用で利用したい旨をお伝えいただき、チラシを入手してください。チラシに記載の申し出フォームにご記入いただくと、区より施設コードと注文サイトのURLがメールで送られてきますので、メールに記載の施設コードで「おべんとね！っと」に再登録をお願いいたします。

Q11 : 配送される弁当が口に合わず、利用をやめたいです。何か手続きは必要ですか？

A11 : 「おべんとね！っと」の利用者メニューから退会の手続きをお願いします。

5 問い合わせ先

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係 電話 03-3578-2434

よくある質問

特によくある質問

- [認可保育園の入園の選考方法について知りたい。](#)
- [子ども医療助成制度について知りたい。](#)
- [児童手当の申請方法について知りたい。](#)
- [特別児童扶養手当について知りたい。](#)
- [ひとり親家庭の母親又は父親が就労のために職業能力開発のための講座や職業訓練を受けたいのですが、どのような支援がありますか。](#)

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。



お問い合わせ

所属課室：子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係

電話番号：03-3578-2434

ファックス番号：03-3578-2384

法人番号：8000020131032

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

電話番号：[03-3578-2111](tel:03-3578-2111)（代表） ファックス番号：03-3578-2034

Copyright © Minato City. All rights reserved.



● 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)

29初財務第26号
平成30年3月19日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

附属学校を置く各公立大学法人理事長

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局財務課長
合田 哲雄

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知広

学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成29年10月2日文科初第472号「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について(通知)」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、改めて、学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項等を下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

1 保護者の経済的負担軽減に係る留意事項

(1)学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。

(2)教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

(3)学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公表）等も参考とすること。

2 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。

教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

3 その他

国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記1、2の留意事項を参考にすること。

(参考) [公立中学校における制服の取引実態に関する調査について\(※公正取引委員会ウェブサイトへリンク\)](#)

(公正取引委員会:公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を含む)

お問合せ先

初等中等教育局財務課

初等中等教育局児童生徒課

(初等中等教育局財務課)

-- 登録:平成30年03月 --

※下線及び黄色ハイライトは川久保皆実議員による。

公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書

平成29年11月

公正取引委員会事務総局

2 学校と制服メーカーとの契約

制服メーカーを指定している学校のうち、制服メーカーとの間で契約書等の書面を交わしている学校は7.9%であった（図表21）。

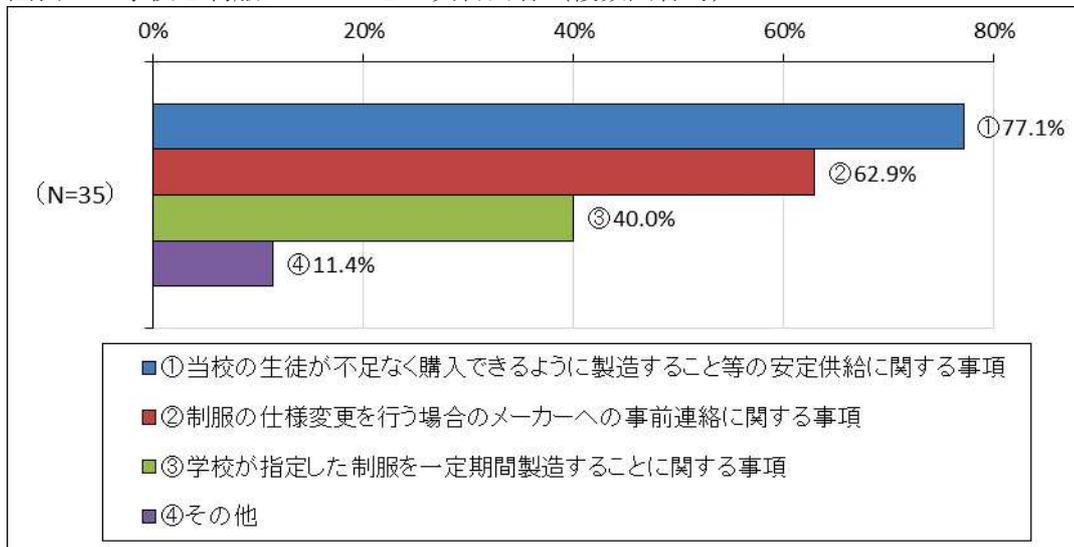
図表21 学校と制服メーカーとの間における契約書等の交付状況



出所： 学校への書面調査の回答を基に当委員会作成。

契約の内容は、生徒が不足なく制服を購入できるように製造し、安定供給を行うこと（77.1%）、制服の在庫を考慮し、制服の仕様変更を行う場合には制服メーカーへの事前連絡を行うこと（62.9%）、学校が指定した制服を一定期間製造すること（40.0%）などを目的とするものであった（図表22）。

図表22 学校と制服メーカーとの契約内容（複数回答可）



出所： 学校への書面調査の回答を基に当委員会作成。

3 指定する制服メーカーの見直し

制服メーカーを指定している学校は、指定した制服メーカーの見直しを行っていないことが多く、また、いつ、どのような経緯で制服メーカーの指定を行ったのか分からないまま、今も同じ制服メーカーを指定し続けている事例も一部あった。

なお、一部の学校では、制服メーカーを指定しているものの、制服の価格の適正化、手続の透明化などの観点から、学校や校長会が制服メーカーに対して定期的に見積り合わせを行って制服メーカーに価格を提示させ、最も安い価格を提示した制服メーカーを自校の制服

を製造する制服メーカーとして指定しているという事例がみられた。

学校等による制服メーカーの見直しに関しては、以下のような事例があった。

【制服メーカーの見直しを行っていない事例】

- コンペにより制服メーカーとして選定されたA社（制服メーカー）が当校の制服を独占的に製造している。同社とは、3年に1度見直す旨の書面を交わしているが、同社が不祥事を起こすなど、特段の事情がない限り、見直すことはない。
- 何十年も前から男子生徒、女子生徒ともブレザーを制服として指定し、製造する制服メーカーとしてB社（制服メーカー）を指定しているが、B社を指定した経緯は分からない。
- 当校の制服を製造する制服メーカーとして、女子生徒の制服は1社、男子生徒の制服は3社以上指定しているが、十数年制服が変わっていないので、指定した経緯は不明である。

【制服メーカーの定期的な見直し（見積り合わせ等）を行っている事例】

- 当校では、C社（制服メーカー）が製造する独自仕様のブレザーを制服として指定しているところ、生徒の保護者から、「なぜ子供の制服が3万円以上もするのか。学校と制服メーカーとで癒着しているのではないか」という旨の指摘があり、このような意見を踏まえてしっかりとした体制作りが必要であると考え、**3年に1度、複数の制服メーカーに対し、見積り合わせを行う**発注方法に変更することとした。

その後、C社を含む制服メーカー3社から見積りを提出してもらったところ、C社の価格が一番安く、引き続きC社の商品を採用することとした。

なお、制服メーカーに対する見積り合わせは、制服メーカーから販売店への卸売価格ではなく、販売店から保護者への販売価格で見積書を提出してもらっている。

- 当市の校長会では、特定の制服メーカーが独占して制服の製造販売を行うのは好ましくないと考え、**校長会が主体となって、5年に1度、制服メーカー（制服メーカーの販売子会社）や制服メーカー系列の卸売業者などが参加するコンペを実施**している。コンペの参加者は、市のホームページで募集を行い、また、繊維組合や過去のコンペの参加者に声をかけて募っている。

コンペでは、参加者から制服の販売価格（小売価格）、機能性が提示され、各学校の制服検討委員会が、主に販売価格、機能性を重視して、それぞれ、どの制服メーカーが提案した制服を採用するのか決定している。採用された制服を製造する制服メーカーとは契約書は交わしていないが、5年間は採用した制服メーカーの制服を購入するよう保護者にお願いしている。

なお、制服等の学校指定用品の選定に関して、地域の教育委員会から通知を受けている学校もみられる。この通知では、学校指定用品については、保護者が負担して購入していることから、保護者の経済的な負担を軽減させる観点から、良質で安価となるよう努める必要があり、複数の業者から見積りを取る等を留意するといった内容が記載されている。

している事例がみられた。

(4) 競争政策上の評価

学校が、制服の仕様変更を行う際に複数の制服メーカーを集めてコンペを行うことや、定期的に制服メーカーの見直しを行う際に自校の制服の仕様を示して見積り合わせを行うことは、生徒・保護者に対して安価で良質な制服を提供することとなれば、結果として、制服を購入する保護者の経済的負担の軽減につながると考えられることから、その取組は一定の必要性が認められる。また、コンペや見積り合わせの方法により制服を選ぶことは、制服メーカー間の競争を通じて受注者となる制服メーカーを決定するものであり、他の選択方法に比して、公正性、透明性が確保されることから、競争政策の観点からも望ましい。

学校が、①コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を制服メーカーから販売店への卸売価格とすること、②制服メーカーに対して、既存の制服又は他の中学校の制服の販売価格と同程度の想定販売価格を提示できることをコンペの参加要件として定めること、③コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするように要望することがある。学校によるこれらの行為は、②については、これがコンペの参加要件としての基準に用いられる限りにおいて、③については、要望として行う限りにおいて、①を含めいずれも、これらによって、制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する行為を誘発しないと考えられることから、独占禁止法との関係において問題とはならない。

しかし、販売店が単なる取次ぎとして機能しているものではない場合において、学校が、制服メーカーに対して、コンペや見積り合わせの際に制服メーカーの提示価格を実際に保護者が購入する際の販売店における販売価格にするように求めたり、また、学校、制服メーカー、販売店との三者で制服の販売価格を取り決めたり、さらに、学校が制服メーカーに対して販売店の販売価格を統一させるように求めることは、これらにより制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する場合は、制服メーカーが独占禁止法上問題（再販売価格の拘束）となり得る行為を行うこととなる²¹。

このため、学校は、独占禁止法上問題となり得る競争制限的な行為を誘発しないよう留意する必要がある。

イ 制服メーカーの参入に対する学校の関与

(7) 実態

一部の学校では、自校の制服の製造を特定の制服メーカーに指定している。学校

²¹ 学校が制服メーカーとの間で、コンペや見積り合わせで販売価格を決定し、制服メーカーが販売店に当該価格で保護者に対して販売するよう指示する場合であっても、販売店が負う在庫管理等の危険負担が極めて低く、販売店は単なる取次ぎとして機能しており、実質的に制服メーカーが保護者に対して直接販売していると認められる場合は、制服メーカーが販売店に対して価格を指示しても、通常、違法とはならない。